

合鍵の保有に関する覚書

広島県を甲とし、_____を乙として、甲と乙は、自動車税等申告納付受付等業務（以下「委託業務」という。）の実施に伴い、広島県西部県税事務所観音庁舎及び東部県税事務所松永庁舎（以下「観音庁舎」及び「松永庁舎」という。）それぞれの合鍵保有について次のとおり覚書を締結した。

第1条 甲は、乙が委託業務を円滑に遂行できるよう、委託期間中、観音庁舎及び松永庁舎の合鍵それぞれ3セットを乙に保有させることとし、乙は、善良な管理者の注意を持って本物件を保管する。

第2条 前条に定める合鍵の1セットの内訳は次のとおりとする。

- 機械警備解除用カード1枚
- 自動ドア開閉用鍵1個

以上のとおり覚書の締結を証するため、この証書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 広島県
代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

乙